

会社法 801 条第1項に定める吸収合併事後開示書類

(株式会社沖データとの合併に関する事後備置書類)

令和3年4月1日

沖電気工業株式会社

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社沖データ（以下「ODC」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うにあたり、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

なお、本書記載の事項のうち写しである書類については、いずれも原本の写しに相違ありません。

令和 3 年 4 月 1 日

東京都港区虎ノ門一丁目 7 番 12 号

沖電気工業株式会社

代表取締役社長 鎌上 信也



記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

令和 3 年 4 月 1 日をもって本合併は効力を生じております。

2. 吸収合併消滅会社（ODC）における次に掲げる事項

イ) 吸収合併差し止め請求（会社法 784 条の 2）に関する手続きの経過

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき吸収分割をやめることを請求した吸収合併消滅会社の株主は存在しませんでした。

ロ) 反対株主の買取請求（会社法 785 条）、新株予約権の買取請求（会社法 787 条）、債権者の異議（会社法 789 条）に関する手続きの経過

① 会社法第 785 条の規定による手続きの経過

当社は、吸収合併消滅会社の特別支配会社であるため、会社法第 785 条の規定に基づく株式買取請求権は有しておりません。

② 会社法第 787 条の規定による経過

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行しておりません。

③ 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条の規定に基づき、令和 3 年 2 月 1 日付の官報により、かつ、会社法第 789 条第 3 項の規定に基づき、会社法第 939 条第 1 項の規定による定款の定めに従い、会社法第 939 条第 1 項第 3 号に掲げる令和 3 年 2 月 1 日付の電子公告の方法により、債権者に対する合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期間の満了日である令和 3 年 3 月 1 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社（当社）における次に掲げる事項

イ) 吸収合併差し止め請求（会社法 796 条の 2）に関する手続きの経過

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき行われているため、当社の株主は会社法第 796 条の 2 に基づく合併差し止め請求権は有しておりません。

ロ) 反対株主の買取請求(会社法797条)、債権者の異議(会社法799条)に関する手続きの経過

① 会社法第797条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づき行われているため、当社の株主は会社法第797条の規定に基づく反対株主の株式買取請求権は有しておりません。また、本合併に反対する旨の株主からの通知はありましたが、会社法施行規則第197条の規定により定まる数には達しませんでした。

② 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第799条の規定に基づき、令和3年2月1日付の官報により、かつ、会社法第799条第3項の規定に基づき、会社法第939条第1項の規定による定款の定めに従い、会社法第939条第1項第3号に掲げる令和3年2月1日付の電子公告の方法により、債権者に対する合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期間の満了日である令和3年3月1日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 事前開示(会社法782条)の規定により、吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 本合併登記をした日

令和3年4月1日に本合併による変更登記申請を行う予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上



合併契約書

沖電気工業株式会社(東京都港区虎ノ門1丁目7番12号。以下「甲」という)及び株式会社沖データ(東京都港区芝浦4丁目11番22号。以下「乙」という)は、次の通り合併契約(以下「本契約」という)を締結する。

(合併の方法)

第1条 甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する(以下「本合併」という)。

(無対価合併)

第2条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対する新たな甲の株式その他の金銭等の交付を行わないものとする。

(増加する資本金及び準備金)

第3条 本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 資本金 | 金 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 金 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 金 0 円 |

(合併承認総会等)

第4条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ることなく、合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ることなく、合併を行う。

(本合併の効力発生日)

第5条 本合併の効力発生日(以下「効力発生日」という)は、2021年4月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(会社財産の引継)

第6条 乙は、2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を本合併の効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後本合併の効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意の上、これを行う。

(解散に要する費用)

第8条 本合併の効力発生日において、乙の解散のために支出する費用は、すべて甲の負担とする。

(従業員の処遇)

第9条 甲は、本合併の効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引継ぐものとする。但し、乙の従業員の勤続年数は、乙における年数を通算し、その他の取扱いについては、別に甲乙協議の上、これを定める。

(合併契約の変更及び解除)

第10条 本契約締結の日から本合併の効力発生日前日迄の間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第11条 本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項の他、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙記名押印の上、甲が原本を乙は写しを保有する。

2020年10月29日

甲 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

代表取締役社長執行役員 鎌上 信也



乙 東京都港区芝浦4丁目11番22号

株式会社沖データ

代表取締役社長執行役員 森 孝廣

